

1. 会議名 総務文教委員会
2. 日時 平成25年12月12日(木) 9時00分開会
14時03分閉会
3. 場所 第2委員会室
4. 出席委員 牟田学委員長、出口徹裕副委員長、仮屋園一徳委員、
牛之濱由美委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、
山田勝委員、濱之上大成委員
5. 事務局職員 議事係 牟田 昇
6. 説明員
- ・副市長 寺地 正吉 君
 - ・議会事務局
局長 松崎 裕介 君
次長 柳原 一夫 君
 - ・総務課消防係
参事 花田 清治 君
係長 堀切 潤一 君
 - ・選挙管理委員会事務局
局長(兼) 堂之下 力 君
係長 新町 博行 君
 - ・市民環境課
課長 馬見塚啓一 君
 - ・生涯学習課
課長 上野 教次 君
主幹 伊藤 太 君
係長 大野 勝一 君
 - ・教育総務課
課長 佐潟富士男 君
主幹 松田 高明 君
 - ・財政課
課長 山下 友治 君
課長補佐 児玉 秀則 君
係長 牧尾 浩一 君
 - ・総務課
課長 上野 正順 君
課長補佐 中野 貴文 君
主幹 尾塚 禎久 君
 - ・企画調整課
課長 花木 雅昭 君
課長補佐 山元 正彦 君
 - ・監査委員会事務局
局長 堂之下 力 君
 - ・税務課
課長 川畑 宏之 君
係長 藺畑 雄二 君
係長 大下本 護 君
 - ・学校給食センター
所長 野崎 清二 君
係長 迫田 勝広 君
 - ・学校教育課
課長 中山 義邦 君

7. 傍 聴 者 1 名

8. 会議に付した事件

- ・ 議案第65号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第68号 にぎわい交流館阿久根駅条例の制定について
- ・ 議案第69号 平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）
- ・ 議案第72号 にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について
- ・ 陳情第5号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書
- ・ 陳情第6号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書
- ・ 陳情第7号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書
- ・ 陳情第8号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を反対する意見書の提出を求める陳情
- ・ 所管事務調査

9. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

総務文教委員長(牟田学委員)

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本定例会で付託になった案件は、議案第65号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号、にぎわい交流館阿久根駅条例の制定について、議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)、議案第72号、にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について、以上議案4件であります。

ここで、日程についてお諮りします。

委員会の日程は、本日からあすまでの2日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本日からあすまでの2日間といたします。

なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

また、本定例会で付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたしますのでよろしくお願いたします。

○所管事務調査について

総務文教委員長(牟田学委員)

本日は、まず初めに、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

先の委員会、行政改革について、ごみ問題・リサイクルについては、庁舎内及び市内ごみステーションを調査するといたしておりました。

そこで、ただいまから市内のごみステーションを調査することとし、庁舎内については、付託議案等の審査が終了後に行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、ただいまから市内ごみステーションの調査にまいりますので、よろしくお願いたします。

(現地調査 9:03~10:02)

総務文教委員長(牟田学委員)

現地調査前に引き続き、総務文教委員会を再開いたします。

(議会事務局入室)

○議案第69号 平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)について

総務文教委員長(牟田学委員)

次に、議案第69号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

松崎事務局長

議案第69号平成25年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)のうち、議会事務局の所管に関する事項について御説明を申し上げます。補正予算書の11ページをお願いいたします。1款1項1目議会費の補正額は394万3千円の減額補正であります。今回の補正は、予算編成時の職員配置と新年度の職員配置の異動に伴う事務局職員1名の減等により給与費の補正であります。各節ごとに御説明します。2節給料は229万2千円、3節職員手当等は78万9千円、4節共済費は86万2千円のそれぞれ減額補正であります。以上で御説明

を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

総務文教委員長（牟田学委員）

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山田勝委員

この減額はわかるけどね、減額の理由を言わな。例えば、こういう理由で減額になりましたとかと言わな。

松崎事務局長

先ほど御説明の中で申し上げましたが、職員配置と新年度の異動にともなって1名職員の減によるものということで御説明を申し上げたところであります。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第69号中、議会事務局所管の事項について審査を一時中止します。

（議会事務局退出、総務課入室）

次に、議案第69号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

上野総務課長

それでは、議案第69号平成25年度一般会計補正予算（第6号）のうち、総務課所管分について御説明をいたしますが、御承知のとおり、人件費にかかわる予算については、総務課で一括して処理をいたしております。ここでは、職員給与にかかわる総括的なことを中心に説明をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、予算書の11ページをお開きください。初めに、今回の補正予算は議会費を初め、その下の一般管理費等々、それぞれの目におきまして、職員給与にかかわる補正額を計上いたしましたものでございます。職員給与につきましても、目ごとの説明は省略をさせていただきます、一括して主な内容などを御説明いたしますが、まず、主な補正の理由であります。予算編成時の人事配置と新年度の実際の人事配置の異動による調整が主なものでございます。また、前年度末に職員1名が定年前退職をしたことや、一部事務組合への職員派遣による差額の減額を行ったほか、特別会計との会計間の異動による過不足額を調整することに加え、共済費の負担率が減少したことによる減額などを行ったものでございます。具体的には、給料については、職員の定年前退職分約450万円や派遣等にもなう不要分約220万円の減額を行うとともに、各会計間の異動にもなう過不足分約550万円を調整し、期末勤勉手当、その他手当、共済費についてもこれらにもなう調整を行い、総合事務組合負担金についても、給料総額の減額にもなう負担金の減額を行ったものであります。

今回の補正では、給料やその他手当等の12月支給分までの必要額に充てるため、各目内で流用を行っており、一般会計補正予算書の19ページに見られるように、それぞれの費目においては増額となっている費目もありますが、最終的な全体見込額は減額となるものであります。19ページは、給与費明細書の補正であります。一般職の総括であります。上段が今回を含めた補正後の値であります。下が補正前で当初予算額になります。特に、中段の給料でございますけれども、補正後が6億3,541万9千円で、比較になりますけれども、差し引き58万6千円の増額となっております。これは、本年度の決算見込額と当初予算額を比較しますと、408万9千円の減額となる見込みであります。人事異動等による過不足額を給料などから流用したことで、結果として予算上では給料が58万6千円不足することとなり、この分を増額補正するものであります。

なお、現時点における全会計の補正見込額は、給料で958万4千円の減額、住居手当等

のその他手当で129万7千円の減額、期末勤勉手当で689万2千円の減額、共済費で659万5千円の減額、総合事務組合負担金で326万7千円の減額と、児童手当については88万円の増額であり、全体としては合計で2,675万5千円の減額となる見込みであります。

これにより、3役を除きまして退職手当負担金及び児童手当を除く職員の人件費総額は、当初予算の13億2,717万7千円から、2,436万8千円減額の13億280万9千円となる見込みであります。なお、総務課所管分は歳出だけで歳入はございませんでした。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私と課長補佐並びに担当係長からさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第69号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、企画調整課入室)

○議案第68号 にぎわい交流館阿久根駅条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第68号を議題とし、審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

花木企画調整課長

議案第68号、にぎわい交流館阿久根駅条例の制定について御説明申し上げます。

先日の本会議においても御説明申し上げましたが、本条例は、平成24年度に県の地域振興推進事業特別枠の採択を受け、現在、整備を進めております阿久根駅舎について、改修後の施設を公の施設として管理するため、条例の制定をしようとするものであります。

第1条は、本施設の設置及びその目的を規定し、交流人口の増加を通じて賑わいを形成し、観光及び産業の振興を図り地域の活性化に資することとしました。第2条は、本施設の名称及び位置を規定し、名称については、肥薩おれんじ鉄道とも協議を行い、にぎわい交流館阿久根駅としました。第3条は、設置目的に基づく本施設の業務内容を規定しました。業務については、本施設が人々の交流、観光や特産品等の情報発信を行うことにより、本市活性化の拠点施設として機能するよう整備を行うことから、これらの機能を効率的に活用する業務内容としました。第4条は、本施設の管理を行うにあたり、指定管理者による管理ができるものとして規定をいたしました。第5条は、指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の業務の範囲を規定しました。第6条は、本施設の休館日について規定し、鉄道施設としての駅という特殊性もあることから休館日を設けないこととしました。第7条は、本施設の開館時間について規定し、午前7時から午後9時までを開館時間とし、その範囲内において、設置目的に沿った業務を行う場合に、個別に業務時間を定めることができることについて規定しました。第8条は、本施設の入館の制限等について規定しました。第9条は、故意または過失による施設、設備、備品または展示品等の毀損または滅失に係る損害賠償について規定しました。第10条は、条例に規定するもののほか、必要な事項について規則等に委任できることについて規定しました。附則は、施行日について、公布日から起算して6月を超えない範囲で規則により定めることができることとしました。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

第5条のですね、(2)で軽微な修繕に関する業務とあるんですが、この軽微な修繕とはおおよそどの程度。グランビューの場合に10万とかいう額があったようですが、その辺はどのようになっていますか。

花木企画調整課長

グランビューの考え方も入れておまして、いわゆる10万円未満のもの、これについては指定管理者側で修繕をしていただきたいということで。想定としましては、例えばガラスの破損であったりとか、例えば蛍光灯等のランプの交換であったりとか、軽微なそういう修繕等に関する業務ということで考えているところです。

仮屋園一徳委員

ちょっと逆になりますけど、3条のですね、(4)の市長が必要と認める業務というふうにあるんですけど、これはどういったもの想定するというのがもしあったら教えてください。

花木企画調整課長

1号から3号までそれぞれありまして、この駅の業務については、ほとんどこの3号までで網羅するものというふうに考えておりますが、それ以外で必要とするもの等があった場合に業務を行うということで規定しております、具体的なものとして今例示するのはなかなか難しいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

この条例の中で、今回通常と違って、駅ということである程度特殊な、線路に近接しているものになるんですけども、これに対して何かこの中で、あえてしぼっておかないといけないものがあったりとか、何かそういったものも考えられることなんですかね。工事であれば、例えば何メーターであればどういうのがあってとか、そういうのがないといけないとか。これは指定管理者を決めていく上でも重要なところだと思うんですけども、何かそういったものというのがあるんでしょうか。

花木企画調整課長

この阿久根市の公の施設としての考え方の中では、鉄道近接の部分についての特別の規定というのは入れてありません。駅という鉄道事業の中での規定というのは、駅という本来持っている機能の中でそういういろんな制限というのは加えられているものというふうに考えておりますので、この市側のほうの公の施設としての中での鉄道に対する規制というのは特にございませぬ。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

ちょっと関連する質問なんですけど、区域的なものですね。いけばここまでが今現在の鉄道側、駅のあれについてはどこからがという、そういう区分的なものはないわけですか。

花木企画調整課長

駅の機能のものとしては駅務室、それから駅の、いわゆる運行に係る制御盤がありますけれども、その制御盤室、それとホームですね。当然ホームは駅のものですが、そういうものが駅業務ということで区分されるものです。それ以外のところは公の施設の部分というふうに考えております。

仮屋園一徳委員

今言われたのが、一応この条例に適応するということですね。わかりました。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第68号について、審査を一時中止いたします。

出口徹裕委員

この議案が、最初指定管理者のやつが今回産業厚生委員会になったので、それであつちに行った分でわからない部分があるので、関連で聞きたいんですけど。今回、駅ですね、折口駅のトイレも含めてなんですけど、実際、トイレとか、今まで駅が管理していた部分、それによって肥薩おれんじ鉄道が払ってた分と、今回阿久根市がそれを管理することによって、出す分ということになった金額というのは、助けるというわけではないですか、どれくらいあるのかなというところをちょっと知りたかったですけど。だから、直接的な支援はしていないと言いながらも阿久根市が支援しているような形というのも、確かに市長も言われたので、それがどれくらいあるのかなというのをちょっと。

花木企画調整課長

トイレの管理につきましては、トイレに係る消耗品関係ですね。日常的に使う消耗品関係、これについて年間約6万円ほどを想定しています。それから水道料につきましては37万8千円ほど、それから電気料につきましては、トイレ部分というのがなかなか厳しいところがありまして、幾らかというのは積算が難しいところなんですけども、若干これも電気料も発生するという。それから合併浄化槽の清掃業務委託として32万4千円、年間ですね。

出口徹裕委員

それは阿久根駅だけ。

花木企画調整課長

阿久根駅の方です。阿久根駅の方で32万4千円を想定しております。ただ、今までの合併処理浄化槽としますと規模が大きくなっております。今まではここまでは負担がなかったんだろうなというふうに思っているところです。こういうものが、いわゆる公の施設のトイレという位置づけで、一般的に皆さんが公衆トイレという位置づけですね。市が負担するという形になっております。

仮屋園一徳委員

あと一つ忘れておりました。7条のですね、2、または開館時間の範囲内において、第3条の業務を行う時間を別に定めることができるというふうにあるんですが、これはどういうふうに解釈すればいいんですか。

花木企画調整課長

この施設の開館時間というのは、朝7時から夜9時までとなっているんですが、その中で、例えばレストランであったりとか、キッズコーナーであったりとか、図書室であったりとか、それぞれコーナーがありますけど、それぞれのコーナーにおいてその業務を行う時間、これを別に定めると。例えば、キッズコーナーが使える時間が朝の10時から夕方6時までですよとか、そういう個別コーナーにおいての業務を行う時間を定めることができる、そういう考え方になっています。

仮屋園一徳委員

わかりました。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第68号について、審査を一時中止いたします。

○議案第72号 にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、ただいまの議案第68号と関連がありますので、議案第72号を議題として審査に入ります。

課長の説明を求めます。

花木企画調整課長

それでは、議案第72号、にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

現在、整備を進めております阿久根駅舎については、改修後、にぎわい交流館阿久根駅という名称で公の施設として管理運営を行うこととしており、本議案については、本施設の管理運営に当たり、肥薩おれんじ鉄道株式会社を指定管理者として指定することについて御提案申し上げるものであります。

本施設は、先ほども御説明いたしました、平成24年度の鹿児島県地域振興推進事業として採択されたところであります。本補助事業の採択要件においては、事業を実施する自治体のみならず、広く県下にその効果が波及する事業であることが採択の要件とされており、本事業については、本市の活性化はもとより、肥薩おれんじ鉄道と連携することによる同鉄道の支援とあわせ、沿線自治体にも広くその効果が波及するものとして採択されたところであります。また、本施設は、まちの公民館、まちの迎賓館を基本コンセプトとして、観光振興、飲食・物販、情報発信、交流促進などの多様なニーズにこたえられるよう整備してまいりますが、これらの施設の機能を最大限に活用し、効果的かつ効率的な管理運営を行い、地域活性化の拠点施設として機能していく必要があります。また、本施設は、本来、鉄道事業における駅舎という機能も有しており、駅構内及び駅舎内には、肥薩おれんじ鉄道の運行にかかわる重要な設備も設置されております。

さらには、肥薩おれんじ鉄道が本年3月から運行を開始したおれんじ食堂との連携を行うことにより、本施設が持つ機能を効果的・効率的に活用できることから、本市においても地域活性化に大きな効果が期待できるものであります。

このことから、肥薩おれんじ鉄道を指定管理者として指定することにより、本事業の所期の目的を達成できるとともに、同社が持つ観光や商品開発及び活用に係る豊富なノウハウを発揮していただくことにより、効果的・効率的な管理運営が可能であると考えているところであります。また、管理運営に当たっては、本市の人材、特産品等の資源を最優先に活用していただき、地域活性化につなげていきたいと考えております。

ちなみに、肥薩おれんじ鉄道が運行しているおれんじ食堂の利用状況については、平成25年4月から7月までで4,919人、月平均約1,230人であり、おれんじ食堂と連携した施設の運営が行えれば、効果的・効率的に地域活性化につながる活動が展開できるものと考えております。また、肥薩おれんじ鉄道を利用した韓国、台湾や香港からのツアー客は本年8月までで約6,800人となっており、今後も拡大していく見込みであります。海外からのツアー客の方々、観光バスと肥薩おれんじ鉄道の乗り継ぎを阿久根駅で行っていることから、これらの方々の利用においても、本施設は、地域経済に大きな効果をもたらすものと考えており、これらの事業にかかわっている肥薩おれんじ鉄道に指定管理者として管理運営を行っていただくことが、地域の活性化につながっていくものと考えているところであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

4点だけちょっと教えてもらいたいんですが、この指定管理者に対する事業報告、支払い方法については定めてますかね。年間何回とか。

花木企画調整課長

これにつきましては、管理運営業務仕様書ということで細かく定めていきたいというふうと考えております。その中で、管理運営の指定管理委託料につきましては、1年を4期に分

けた各期に支払いを行うということで考えております。また、業務報告につきましても、それぞれ作成していただき、また日々の業務内容や利用の状況について記載した管理日誌を作成していただいて、月ごとの管理運営状況について報告をしていただくということで考えているところでございます。

仮屋園一徳委員

あとは指定管理者についてなんですけど、従業員数が130名とあるんですけど、この詳細については明記してありますか。

花木企画調整課長

詳細と申しますと。

仮屋園一徳委員

役職とか、例えば知りたいのは鉄道業に従事している人とか、あるいはセールスというか、食堂業務のほうにいるとか、そういう内容です。

花木企画調整課長

役職関係でいきますと、取締役関係で10名、それから監査役で3名というふうになっておりまして、以下職員という形になっているかと思えます。

仮屋園一徳委員

ほかの鉄道業とか何とか、そういう区別はないですか。

花木企画調整課長

法人登記に示されている業務内容等で申し上げますと、旅客鉄道事業、軽量小荷物運送事業、鉄道及び自動車運送事業者からの旅客運送委託業務の請負業、自動車及び自転車のレンタル業、

[発言する者あり]

この内訳です。それぞれに対する内訳でしょうか。

仮屋園一徳委員

ほかについてはここに書いてあるこれということで理解すればいいわけですね。

花木企画調整課長

そうです。

仮屋園一徳委員

それとですね、今言われた事業内容の(13)で、一般土木、建築、電気工事の設計・監理及び請負業とあるんですが、これは鉄道業以外もやってるのがあるのかどうかというのは確認できませんか。

花木企画調整課長

それについては確認しておりません。

仮屋園一徳委員

それとですね、よく指定管理の場合には、その業務の一部を、例えば清掃とか、売店関係とかそういうのをば外注する、指定管理者が外注するという部分があるんですけど、そういうのについてはまだ突っ込んだ話はされてませんか。

花木企画調整課長

指定管理の中で、現在はっきりしている一部委託については、トイレの清掃管理関係ですね。それから清掃管理と言いますと、日常的な清掃ではなくて、いわゆる月1回の点検とか、その関係です。それから警備業務委託、それから消防設備点検業務委託、この3点については外部への業務委託ということにしているところです。それ以外は今のところ話は聞いておりません。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第72号について、審査を一時中止いたします。

○議案第69号 平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第69号を議題とし、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

花木企画調整課長

それでは、議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算第6号中、企画調整課所管の事項について御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明いたします。予算書10ページをお開きください。第16款1項1目一般寄附金は、出水電気工業協同組合からの寄附金であり、現在、整備をすすめている阿久根駅舎の改修事業に充当し、活用させていただくこととしております。

次に、歳出予算について御説明いたします。予算書11ページをお開きください。第2款1項8目企画費の補正は、来年4月9日で開通40周年を迎える黒之瀬戸大橋の開通記念式典に係る経費を計上したものであり、長島町と経費を折半し、式典の実施に関して作業を行うため、本市及び長島町で組織する協議会に負担金として支出するため計上したものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

具体的にどんな式典があるんですか。どういう記念事業があるんですか。

花木企画調整課長

式典につきましては、それぞれ阿久根市長、長島町長、それから来賓の方々のあいさつ、それと、その前にですね、記念のDVDをつくりまして、そのDVDの放映を行いたいというふうになっているところでもあります。それから、あと、どこも特定はされていないんですけども、太鼓の演奏等を記念イベントとして行いたいというふうになっているところです。以上です。

山田勝委員

どこですとよ。

花木企画調整課長

場所については、橋を渡っただんだん市場の一角ですね、広場。あそこを使って行いたいということです。

山田勝委員

そんなら、40万なんだけどね、総事業量は幾らで、長島町と阿久根市とどういう、半分ずつな。それともどういう折半ですか。

花木企画調整課長

全体事業につきましては、25年度、26年度合わせて、138万円というふうに想定しております。そのうち、25年度に係る分につきましては、今回計上させていただきましたけれども、事前に準備するもの、それが総体で80万、これを折半しまして40万円というふうになっております。それから、26年度分につきましては当日開催に係る経費として58万円、これを折半しまして当初予算に29万円を計上する予定であります。

山田勝委員

いつずっとやったけ。

花木企画調整課長

開催期日につきましては、当初、4月9日ということで、その記念日ということで予定されておりましたが、これについては長島町の町長選の告示日ということで、その1週間前、4月2日に開催したいということとしております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

DVDの話が出たので。それは放映をして、例えば、町民、市民ですね。欲しいとなった場合は、例えば購入できたりとか。たぶん、この中身的にDVDをつくる金額が。DVD作成はだいたい幾らですか。

花木企画調整課長

20万円ほどを想定しています。

出口徹裕委員

例えば、歴史的に40年経ってするんで、役所だけで持つとくのもちよっとどうかと思うんですが、そうした場合何か配る手立てとか、購入できる手立てとか、そういったところまで考えてあるんでしょうか。

花木企画調整課長

それについてはですね、今後、その活用方策をまたいろいろ協議しないといけないと思います。そこまでちょっと具体的にまだ詰めていないところです。中身はですね、今まで、例えば開通の状況であったりとか、工事の状況であったり、そういういろんなドキュメントというか、記録映像について保有しているところがあるということでありますので、それを編集して作成したいということです。

出口徹裕委員

できればですね、役所だけで持つとくよりも、例えば、いろいろなところでそういう歴史をやった中で、自分が写っているとかなですね、そういったようなのが中に出てくるとすごく記念になってというのがあるんですよ。公的な物で販売できるのかどうかは別なんですけれども、もし販売できるようであればそういう方法もですね、売れるのも折半になるかもしれないですけど、そういったような方法までちょっと考えていただきたいと思うんですけど、どうですか。

花木企画調整課長

それについては検討したいと思います。

山田勝委員

実は私もな、見てみたいなと思ってるんですよ。あの前後のことがずっと、流れを見てみたいと思うのでね。販売というよりも注文をとって売ってくれたらいいですよ。

花木企画調整課長

長島側とも協議しまして、また、版權といいますかね、持ってるところもあると思いますので、そういう対応ができるのかどうか。そこについては検討させていただきたいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

牛之濱由美委員

関連して今の件なんですけれども、この協議会と銘打ってありますけれども、これは長島、阿久根、行政サイドだけで、企画担当でされていくということでしょうか。外部の関係者が入られるということではない。

花木企画調整課

協議会については、阿久根、長島、それぞれの職員で構成する協議会になります。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第69号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(企画調整課退室、総務課消防係入室)

次に、議案第69号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。
消防参事の説明を求めます。

花田消防参事

先の本会議におきまして総務文教委員会に付託されました議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務課消防係所管に関する事項について御説明申し上げます。補正予算書の17ページをお開きください。歳出について御説明申し上げます。第9款1項消防費1日常備消防費の減額補正365万2千円は、阿久根地区消防組合における平成24年度歳入歳出決算における実質収支が確定し、平成25年度の歳入予算における繰越金が確定したことなどにより、当初予算に計上した負担金を減額して調整するものであります。歳入については該当がありませんでした。以上で説明を終わります。なお、質疑に対する答弁につきましては私、担当係長が御説明いたします。よろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

参事の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

山田勝委員

消防参事、すーっと言ってそれでいいかもしれないんだけどね、現実にはね、消防署の職員といえども阿久根市の職員を派遣しているというルールの中でやってるわけだよな。だから、例えば、総務課長はどの課もどこも全部、ほとんど人件費に基づく調整だっっちゃう話をするんだけど、消防署はないやっつよ。

花田消防参事

消防署も当然署内の中では人事異動があったところです。しかしながら、一般会計の負担金という趣旨からすれば12月補正においては前年度の剰余金ですね。実質収支を翌年度の負担金において調整する、こういう意味合いが強いものですからそういう説明をいたしたところです。

山田勝委員

そんなら、消防署においては全然人件費には関係はないんだよということですか。

花田消防参事

消防署においても人事異動があって、署内の組合予算の中ではそういった補正はあるんですけど、一般会計の負担金という趣旨からすれば、そういった前年度の実質収支で剰余金があって、平成25年度の繰越金が確定したものですから、当初計上した負担金を減額するという意味合いが、これが一番の趣旨ですから、そこを申し上げたところです。

山田勝委員

わかってるよ。わかってるけど、私が現実にはよ、なんでかちゅうたら、現実には人件費の上限による相殺はゼロやったっじゃ、そんなら。

花田消防参事

それもあるんですけども、阿久根市の一般会計における負担金という趣旨はそちらのほうが一番の理由じゃあもんですから、そう申し上げたところです。

山田勝委員

いや、わかるよ。わかるけどね、阿久根市は、なんでかちゅうたら、長島町の職員の人件費その他については阿久根市には反映しないわけやらよ。じゃっどが。阿久根市は阿久根市の採用した職員を派遣してる。その職員のための人件費の上限で操作してるんだよというんだったら、それは何も運営費で出すよって、せっきらんてよかつじゃらい。そげんじゃつとならじゃあごと言えばよかつじゃらよ。

花田消防参事

休憩にしてもらっていいですか。

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩にします。

(休憩 10時49分～10時54分)

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第69号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退室、選挙管理委員会事務局入室)

次に、議案第69号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

堂之下選挙管理委員会事務局長

それでは、選挙管理委員会所管について御説明いたします。

第2款、

総務文教委員長（牟田学委員）

ページを。

堂之下選挙管理委員会事務局長

一般会計補正予算（第6号）12ページでございます。すいませんでした。

2款(4)項1目選挙管理委員会費について御説明いたします。減額になったのは4月1日付けの人事異動による減でございます。以上でございます。

総務文教委員長（牟田学委員）

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第69号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会退室、監査委員事務局入室)

次に、議案第69号中、監査委員事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

堂之下監査委員事務局

先ほどと同じく12ページでございますが、2款6項1目監査委員費でございますが、減額になっておりますのは、これも4月1日付けの人事異動による減でございます。以上でございます。

総務文教委員長（牟田学委員）

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第69号中、監査委員事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(監査事務局退室)

この際、暫時休憩といたします。

(休憩 10時59分～11時10分)

(税務課入室)

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。

○阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第65号を議題とし、審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第65号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことにより、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。これに伴い、阿久根市税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について御説明いたします。

まず、第47条の2の改正は、個人住民税の特別徴収の対象である納税義務者が賦課期日後に市外に転出した場合においても、一定の要件のもと、特別徴収を継続することとするものであります。個人住民税の賦課期日は1月1日ですので、賦課期日後に市外に転出した場合の納税義務者に対しては、年金天引きによる特別徴収があった場合は特別徴収を中止し、普通徴収と呼ぶ納付書による納付をお願いしてきましたが、今回の改正により特別徴収を継続することになります。これにより、転出した納税義務者の納付書による納付の手間が省かれ、徴収の効率化にもつながることになります。

次に、第47条の5の改正は、個人住民税の年間の年金特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とするものであります。年金からの特別徴収は、年金支給がある偶数月の年6回のうち、4月、6月、8月の3回については仮徴収とよび、新年度の所得決定後の税額が決まるまでは、直前の2月の保険料と同額を徴収する方法であり、所得の増減等により本徴収と呼ばれる10月、12月、2月の保険料と金額の開きが大きくなり年金支給額にも影響を及ぼしてきましたが、今回の改正では、仮徴収3回の合計金額を前年度の特別徴収合計金額の2分の1とすることで、各月の特別徴収金額のばらつきをより少なくしようとするものであります。

次に、附則第7条の4、第16条の3、第19条、第19条の2、第20条の2及び第20条の4の改正は、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度としたうえで、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税に再編し、また、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子を対象に追加するという金融所得課税の一体化に係る地方税法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。この改正は、個人投資家の金融商品への投資の活性化を促すものであります。別々の金融商品の所得のプラス、マイナスを合算する損益通算の範囲も拡大されるため、税収の増減は推測できないところであります。

次に、附則第19条の4、第19条の5、第19条の6、第20条、第20条の3及び第20条の5は、単に課税標準の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、規定を削除するものであります。

また、規定の削除に伴い、附則旧第20条の2を新第20条に、旧第20条の4を新第20条の2に繰り上げるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

中身もなかなか濃いというか、いろいろな形があるようなんですけれども、この条例によってですね、市民もですけれども、執行部側として、例えば何らかの形で手間がふえるかとか、そういったようなことがあったり、手続上でやらなければならないことがふえたりというのが何かあるんでしょうか。

川畑税務課長

まず、47条の2の改正であります。これは特別徴収の対象者である納税義務者が転出した場合、今までは転出したあとで特別徴収を中止して、そして納付書を送って、その方が東京とか転出されたら東京の住所のほうに納付書を送って、その方はまた東京で郵便局なりで納めてもらってたんですけど、この場合、今後改正があると特別徴収を継続しますので、我々が納付書を送る手間が省けます。ただ、税額には変わりはありません。ですから、市のほうにとってそういう手間が省けるということになります。

ほかのものについては手間が省けるとか、そういうことはありません。電算で処理してその金額が変わるだけですので、中身的には変更はありません。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ1点だけ聞きたいんですけど。来年の1月から株式のあれが500万未満までは非課税というのがあるじゃないですか。そういうのは何かあるんですか、これで。

川畑税務課長

あれは今回の改正とは違いまして、NISA（ニーサ）というものだと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

これとは関係ないんですね。

川畑税務課長

NISA（ニーサ）について御説明いたします。NISA（ニーサ）とは、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置のことを言いまして、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に、年間100万円を上限として、専用の口座、非課税口座で新規に取得した上場株式や公募株式、投資信託について、その配当と譲渡益が取得した年から最長で5年間非課税となりますというものです。今回の改正とは若干違います。

総務文教委員長（牟田学委員）

はい、わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第65号について、審査を一時中止いたします。

○議案第69号 平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第69号を議題とし、議案第69号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）のうち、税務課所管の歳出予算について御説明いたします。

補正予算書の11頁をお開きください。2款総務費2項徴税费1目税務総務費の補正額マイナス935万8千円は、予算編成時の職員配置と新年度の職員配置の異動による1名減と、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計との職員異動による給料等の補正であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

山田勝委員

理由はわかるんだけど、税務課だけじゃんかけ。
ごめん。ちょっと間違った。見る場所が違った。ごめんなさい。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。
[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、議案第69号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(税務課退室、市民環境課入室)
次に、議案第69号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

馬見塚市民環境課長

去る12月3日、本会議において総務文教委員会に付託されました議案第69号平成25年度一般会計補正予算（第6号）のうち、市民環境課所管分について説明をいたしますが、今回の補正につきましてはすべて職員の給与に係る補正であります。予算書の11ページからお願いいたします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の2節給料、3節職員手当、4節共済費の582万5千円の増額ですが、これは課長補佐の給与等を昨年度は環境対策費で賄っておりましたが、本年度は戸籍住民基本台帳費で賄ったことが大きなものであり、人事異動に係る増減分も含んでおります。次に、13ページですが、中ほど。3款1項4目国民年金費の644万8千円の減額ですが、これは本年度から年金係を戸籍係と統合したことにより、係長1名分が減となりましたのが大きな原因になります。これも職員の増減分も含んでおります。次に、14ページをお願いします。下段のほうですが、4款1項1目保健衛生費、182万4千円の減額ですが、これは健康増進課の保健業務に係る職員13名分及び環境対策係2名の職員の異動等に係るものが大きなものであります。減額となりました。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
[「なし」と呼ぶ者あり]
ないですか。
なければ、議案第69号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
ここで休憩に入ります。
(市民環境課退室)

(休憩 11時23分～11時33分)

(生涯学習課入室)

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を開きます。
次に、議案第69号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

上野生涯学習課長

去る12月3日、本会議において総務文教委員会付託になりました平成25年度一般会計補正予算（第6号）の教育委員会生涯学習課所管分について御説明申し上げます。17ページをお開きください。

第10款教育費5項1目社会教育総務費2節給料、3節職員手当等、4節共済費の217万円の減額補正は、予算編成どきの職員配置と新年度の職員配置の変更によるものであります。次に、5項3目図書館費25節積立金10万円の増額補正は、関東地区阿久根会10万円の寄附金を読書推進基金に積み立てようとするものであり、基金残高は1,084万6,864円の見込みであります。18ページをお開きください。第10款教育費6項3目海洋センター管理費の補正は、海洋センター艇庫改修工事に伴うB&G財団事業費助成金による財源組替であります。

続きまして歳入について御説明申し上げます。10ページをお開きください。第16款寄附金1項10目教育費寄附金4節社会教育費寄附金10万円の増額補正は、関東阿久根会からの寄附金であります。次に、第19款諸収入5項4目20節雑入50万円の増額補正は、海洋センター艇庫改修工事に伴うB&G財団事業費助成金によるものであります。以上で生涯学習課所管の歳入歳出について御説明いたしました。御審議方よろしくお願いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第69号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生涯学習課退室、給食センター入室)

次に、議案第69号中、学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

所長の説明を求めます。

野崎学校給食センター所長

それでは御説明いたします。平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）の学校給食センター所管分について、補正予算（第6号）に関する説明書により主な内容について御説明いたします。補正予算（第6号）に関する説明書18ページをお開きください。10款6項4目学校給食センター運営費、38万4千円の減額は、職員の扶養者の減少等による期末勤勉手当等の減額による職員手当等の減額補正であります。次に、平成25年度一般会計補正予算（第6号）、23ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書をお開きください。この調書の中、学校給食センター所管分につきましては、学校給食業務委託料分であります。今回の学校給食委託は、平成20年4月から民間委託を開始し、平成23年度に3年間で再契約いたしました契約が、平成25年度末に満了となるため、さらに平成26年度から平成28年度までの3年間、1億2,126万円を限度額として定め、業務を委託しようとするものであります。財源については一般財源を予定しております。以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

所長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

今の業者に随意契約していくわけ。別に新たに募集してするんですか。

野崎学校給食センター所長

今後につきましては、指名委員会等で財政課とも連携しながら協議していくことになるかと思えます。随意契約ということではないと考えてはおります。

山田勝委員

どこの業者がしているかはあんまりわからないよ。ただ、トラブったとか、今まで業者がトラブったり、あるいは、いろいろね、本会議ではいろいろあるけど、いろいろあるけど、

具体的に、いや、こん業者はだめやっていうようなことはどうでしたか。今語っとかないかなよ。

野崎学校給食センター所長

現在委託をしております業者につきましては、本会議等でもいろいろ御質問をいただいておりますけれども、その際の対応については誠実に対応していただいていると思います。全体的な経営につきましては、委託業者としては……。

[山田勝委員「問題ないんですか」と呼ぶ]

はい、今後、指名委員会等で判断していかなければならないこととなりますので、私が発言できることではないと考えております（訂正あり）。以上です。

山田勝委員

石澤議員が本会議で言ってる話についてね、私は人間がしていることだから間違いはあるよと思ってるんだけど、現実には、ゆゆしき問題だよなという部分もあるんだよな。だから、そういうところに業者だけじゃなくて、例えば管理者であるあなた方が具体的に介入するか、チェックするとかとしたことがあるの。

野崎学校給食センター所長

栄養教諭というのが常駐しております、伊田食品のそういう衛生管理、そういったものにつきましては栄養教諭も中心となりまして指導したりということはございます。

山田勝委員

私な、あなたはあそこの責任者で行ってるわけじゃないですか。そういうトラブルがあったときには、やはりね、みずからちゃんと対応をしてやらないとね、あんたが任せっきりというところに大きな問題があるという気がするね、今。聞いてみたら。担当栄養士がやりますよって、あなたはなんなの。あなたが現実には管理者ですもんね。責任者だよ。あなたは責任感じてないの。

野崎学校給食センター所長

具体的には栄養教諭のほうで指導はさせていただきますけれども、全体的に訓示をしたりとか、そういった全体的な引き締めにつきましては責任を感じております、もちろん。私のほうで対応させていただいているところでございます。

山田勝委員

そんならね、1カ月に何回ぐらいね、朝礼をしたり、訓示をしたりしてるの。

野崎学校給食センター所長

月ごとにはですね、できるだけ。ミーティングというのは毎日行っております。これはもう栄養教諭が指導した中で、伊田食品のほうに委託をしておりますので、伊田食品のほうでミーティングはしております。今回問題になりました金属片混入がありましたときにつきましては、私のほうでも、そうですね、月に1回ぐらいのペースでは、責任者がおりますので、責任者のほうにお話をしたり、ミーティングをしたりということはございました。以上です。

山田勝委員

やはり全部で20人もいないぐらい従業員の中、作業員の中ですよ、あんたはやっぱり月一遍ぐらいいね、全体のミーティングをしてね、議会でこういうことがあったと、ちゃんとしろという話もね、しないとね、あまりにも無責任やあもんわ。普通そんなことやってるよ、普通の経営者、責任者というのはね、1カ月一遍ぐらいいみんなを集めてこういう議会で厳しいことを言われてるという話ぐらいするよ。あんたの話の聞いたら全く無責任よ。本会議でもこの問題を言っていっくらいや。ほんとだよ。してないんだつたらね、もう来週から、こんつっからでもせえ。そんな無責任な、職場放棄やあ、あんたは。

野崎学校給食センター所長

全体のミーティングということではありませんが、責任者に関してはその都度ですね、こちらのほうで指導もさせていただいております。ただ、全体のミーティングにつきましては月ごとのミーティングぐらいになっておりますので、今後につきましてはさらに、12月の

初めにミーティングのときに私も出席しまして訓示もさせていただいているところがございます。今後につきましてはもっと間隔を短くしまして、ミーティングのほうにも参加しながらやっていきたいと考えております。以上です。

山田勝委員

私はあんたがやって気合いを入れることがね、責任をあんたが引きとめて、受けとめないとな、あれだけ議会で、本会議でやられてるのにね、受けとめてちゃんとしないと。例えば、JALの稲森会長を見てごらんください。行ってみんなを集めて何回ミーティングを一生懸命やった。あなたたくさん問題を、毎回、毎回やられて、じっとだまって私も聞いて、せからしかねと思いつながら聞いてますよ。でも、今、あんたの話聞いてとったらね、あたいまえや。ちゃんとしとらん。非常識や、経営者として、責任者として。毎日でも行って、見て回ってね、するぐらいないと、あんなことがあって。だから、月一遍でもちゃんとみんなの会をやらないと、だめやあもんわ、そいやれば。教育長がいたしてんよかぐらいじゃあ。あれだけ言われて。そや、おや、気持ちのうえではな、石澤さんが毎回毎回もうあんどせんじんすうもんじゃって本当は思っていましたよ。でも、あなたの今の話を聞けばな、問題が起こって当たり前や。ちゃんとせえ。

総務文教委員長（牟田学委員）

いいですか。

山田勝委員

わかりましたて言えばそいでよか。

野崎学校給食センター所長

ここにつきましてはさらに強化をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

山田勝委員

本当、自分でね、行って、白いのを着て自分で行って、徹底的に一緒になって取り組まないとな、解決しないよ、これは。以上。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第69号中、学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（給食センター退室、教育総務課入室）

次に、議案第69号中、教育総務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

佐瀬教育総務課長

去る12月3日、本会議において総務文教委員会付託になりました議案第69号平成25年度一般会計補正予算（第6号）の教育委員会教育総務課及び学校教育課所管について御説明申し上げます。17ページをお開きください。中ほどになります。歳出の10款教育費1項2目事務局費の補正減額215万1千円は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人員費に係る減額補正であり、教育総務課及び学校教育課の予算編成時の職員配置と新年度の職員配置の異動に伴う教育長及び職員10名分の給与費の補正であります。また、本年度、10月1日付け異動により学校教育課に1名の増員がなされましたが、給与額に差のある者の異動により減額補正となったものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

学校教育課の異動というのは具体的にどういう異動ですか。

中山学校教育課長

お答えいたします。本職員の中に産休に入るものがおりました、その産休のあとに後任の方を一人お願いしておりましたところ、一人入っていただいたということでございます。

[山田勝委員「はい、了解」と呼ぶ]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第69号中、教育総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（教育委員会退室、財政課入室）

次に、議案第69号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下財政課長

それでは、議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）のうち、財政課所管にかかわる事項について御説明申し上げます。今回の補正予算中、歳出については財政課の所管事項はなく、歳入のみでございます。補正予算書の9ページをお開きください。第9款1項地方交付税の補正額は、3,146万5千円であり、本年度の普通交付税について決定通知があったことから、今回の補正に係る一般財源として充当しようとするものであります。本年度の普通交付税については、37億6,279万3千円とする旨、決定通知がありました。この額は、平成24年度決算額に比較して8,777万円、2.4%の増であります。地方交付税については、平成25年度の当初予算では、特別交付税を含めて40億5千万円を計上しておりましたが、普通交付税の決定による当初予算との差額2億6,279万3千円の留保財源のうち、今回の補正に係る一般財源所要額として、3,146万5千円を措置しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、質疑については私、課長補佐、または係長からお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

課長、37億6,279万3千円の決定なんだけど、予算は40億、特別交付税も乗せているわけ。予定して予算をつくってるわけ。

山下財政課長

予算書の9ページには9款1項1目地方交付税として、普通交付税と特別交付税を分けておりませんので、金額としては40億5千万円を含んだ金額でございます。

山田勝委員

まだ特別交付税が7億くるか、8億くるかわからんどん、とりあえずこういうことの予算ね。了解。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第69号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（財政課退室）

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 11時56分～13時）

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

○議案第 6 1 号平成 2 5 年度阿久根市一般会計補正予算（第 5 号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第 6 5 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

岩崎健二委員

今、委員長は第 5 号ということだったんですが。

総務文教委員長（牟田学委員）

6 5 号。阿久根市税条例。

岩崎健二委員

課長、担当所管課の説明もよく聞き、自分たちも質問をして納得しましたので、このまま
でいいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第 6 5 号について、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第 6 5 号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について採決をい
たします。

本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第 6 5 号は可決すべきものと決しました。

○議案第 6 8 号 にぎわい交流館阿久根駅条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第 6 8 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

木下孝行委員

問題ないと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第 6 8 号について、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第 6 8 号、にぎわい交流館阿久根駅条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第 6 8 号は可決すべきものと決しました。

○議案第 6 9 号 平成 2 5 年度阿久根市一般会計補正予算（第 6 号）

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第 6 9 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

木下孝行委員

特に問題ないと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第69号について、討論に入ります。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第69号、平成25年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第69号は可決すべきものと決しました。

○議案第72号 にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第72号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

岩崎健二委員

提案してあります指定管理者に異論はありませんが、決定されましたら、市内の業者、あるいは市内から調達できるものはすべて調達をしていただくようお願いをして賛成したいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

木下孝行委員

つけ加えてですね、事業計画書が提出されておりますので、しっかりとその事業計画書を遵守していただくよう、契約の中でしっかりと確認をして契約していただきますように伝えてください、委員会から。

出口徹裕委員

つけ加えなのかと思いますが、各団体等ですね、それから商工会議所とか、そちらとの連携も必ずとるということでお願いしたいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第72号について、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第72号、にぎわい交流館阿久根駅の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第72号は可決すべきものと決しました。

総務文教委員長（牟田学委員）

ここで傍聴についてお諮りいたします。

傍聴の申し出がありますが、傍聴については許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]
[発言する者あり]
よろしいですか。
御異議なしと認め、傍聴は許可することに決しました。
(傍聴者入室)

○陳情第5号、第6号、第7号、第8号

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、本委員会では継続審査となっております陳情第5号から第8号の4件を一括議題とします。

先の委員会では、陳情第5号から第7号の陳情者を参考人として呼び出し、意見を聞いたところですが、委員の御意見をお伺いいたします。

岩崎健二委員

この件につきましては、国のエネルギー政策もなかなか見えてこないところがあると思っております。そこで、当委員会としましては、まだ鹿児島県議会、薩摩川内市議会等々の結論も出ていないことから、まだこれは継続審査とすべきものだと考えます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

牛之濱由美委員

先月ですね、11月20日の日に参考人をお呼びしまして、いろいろとまた内容等をお伺いし、そこであらためて総務としては継続にしたいという意向でしたので、それからまだ日も浅いということですし、このままちょっと継続で見守っていただければと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

傍聴者もいらっしゃるのでね。なかなか、私個人的にはですよ、1号機、2号機については安全が確立されればね、稼働やむなしと基本的には思ってますよ。しかしながら、3号機についてはですね、なかなか抵抗があるなと思ってますし、それと残りの7号、8号については十分わかる、十分わかる陳情書だけれども、そんならいち早く阿久根が結論を出すかって言ってもですね、なかなか難しいものもある。あわせて、私たちが賛成しても反対しても関係なくですね、川内市が賛成し、鹿児島県が賛成すれば通る話ですからね。ですから、阿久根市がこれだけされるんでしたら、阿久根市も設置市に加えていただいて、そして同じように公平にですね、やっぱり交付金もやって、川内市と変わらないようにやっていただければ、

総務文教委員長（牟田学委員）

委員、立地市ですね。立地市に加えてもらおうと。

山田勝委員

そういうのであったらですね、もう、すぐですからね、阿久根と川内というのはね。そういうこともあらためて言っていただいて、あわせて、陳情を採決しないでしばらく静観するというので、継続にしてください。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]
それでは、ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情第5号から8号までの4件については、さらに慎重審査が必要として、議長あて継続審査の申し出をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、本4件については、議長あて継続審査の申し出をすることに決しました。

(傍聴者退室)

○所管事務調査について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、本委員会の所管事務調査についてを議題とします。

本日、ごみ問題・リサイクルに関して、市内のごみステーションを調査したところであり

ます。そこで、ただいまから行政改革に関して、市役所庁舎内の状況を調査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

それでは、ただいまから市役所庁舎内の調査を行いますのでよろしくお願いします。

(現地調査 13時12分～13時40分)

総務文教委員長（牟田学委員）

現地調査前に引き続き委員会を再開いたします。

○発言の訂正について

総務文教委員長（牟田学委員）

ここで、先の審査で、学校給食センター所長から、答弁に一部不適切な部分があったので、訂正したいため、発言したいとの申し出がありますが、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、発言を許可することにいたします。

(学校給食センター所長入室)

それでは学校給食センター所長の発言を許可します。

野崎学校給食センター所長

ありがとうございます。早速ですけれども、私が先ほど御質問の中でお答えさせていただいております中で、「

」ということをお答えをさせていただいたんですけれども、こちらにつきましては、「今後、指名委員会等で判断していかなければならないこととなりますので、私が発言できることではないと考えております」ということで、訂正をさせていただければと思ひまして発言を求めさせていただきました。

また、先ほど山田委員の御質問の際に、全体ミーティングへの参加のお話はいただいております。また、そのとおりでありますけれども、それまでにつきましては、2回目の金属片混入がございましてからの対応につきましては、私も入りまして、現場職員もちろん入りまして、もう10数回にわたりまして現場検証をさせていただき、それから教育長も入っていただいた教育委員も現地視察をしていただいたりとか、本社のほうからですね、指導員を要請しまして、3回延べ阿久根市の学校給食センターのほうへ派遣していただくなど、対応はきちっとさせていただいた中なんですけれども、私のほうで少し考えておりますのが、委託業者の方についての自立と責任感というのをごさいます。もちろん責任者のほうにはですね、再三にわたって私のほうから話しております。そういうミーティングは行っておりますけれども、全体ミーティングにつきましては、当初は密に行っておりましたけれども、最近につきましては月1回ペースというような形でさせていただいております。以上

です。

総務文教委員長（牟田学委員）

所長の発言が終わりました。

委員から何かありますか。

山田勝委員

私はね、所長、あんたがやった、やっていない、やっていないちゅうんじゃないだよ。あなたがの心構えを言うたっど。1週間に一遍なりとね、現場に行って、毎朝ミーティングをしてね、事故がないようにせないかんで、気合いを入れていうだけの話よ。気合いを入れてせんなわいも、もうみんな、今語っとこいじゃ、ぼっといたてどげん気合いの入れ方をしとつか、朝、見けいかないかんねえっていう気持ちでみんないますよ。だから、そんつもいでちゃんと気合いを入れてやれというだけの話よ。

野崎学校給食センター所長

早速、昼にミーティングがあるんですけど、1時から。早速、きょう参加しまして、そういうことで指導させていただいたところでございます。今後とも頑張っていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

（学校給食センター所長退室）

総務文教委員長（牟田学委員）

ここでお諮りいたします。

ただいまの申し出のとおり発言の訂正をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

休憩いたします。

（休憩 13時46分～13時49分）

○所管事務調査について

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

所管事務調査について議題といたします。

ここで委員の皆さまにお諮りいたします。

委員より、副市長の出席を求めたいとの御意見があるようです。

副市長の出席を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、わかりました。それではお願いいたします。

（副市長入室）

それでは、本委員会の所管事務調査に関し、委員の御意見をお伺いいたします。

牛之濱由美委員

ただいま所管事務調査として庁舎内の視察をさせていただいたんですけれども、これは私の主観で申しわけございません。以前から気になってた箇所が数カ所ありまして、実際、またこうやって視察させてもらって、やっぱり変わってはいないなと思うところがあるので、ひと言副市長のほうに聞かさせていただきたいと思えます。

各課にそれぞれいろんなパンフレットが配置してあります。そのパンフレットの置き方とか、配置的なものですね。例えば、A4版のパンフレットに対しましては、このような感じになっているものがとても多いんですよ。何が置いてあるかもわからないと。一つ一つこうやって見る人はいないと思えます。ですので、ちょっと予算もかかわってくるのかもしれないけれども、パンフをいれる棚等をですね、もうちょっと工夫をしていただいて、すべてが一目瞭然で見やすいような、特に健康増進と福祉の間のパンフなんかはものすごい量ですの

で、見やすいような、そして何種類もが重なっているような状況にありますので、今一度、各課のほうでもしっかり朝チェックするなりですね、していただけたらという感想でした。

寺地副市長

ありがとうございます。確かに牛之濱委員がおっしゃるとおりです。実は私も赴任しましてから、期限切れのポスターは貼っていないとか、いろいろ見ているんですけども、そこまでは詳しく見てない点もありました。だから、直接自分で足を運んで、それぞれの各課の窓口の状況というのは確認いたします。それから、当然、今のお話についても課長会でもしますし、とりあえず、課長さんがだけじゃなくて、やっぱり職員みずから、言えば現場の窓口をされる方々に直接つながるよう、私なり工夫してまいりたいと思います。確かにそのとおりだと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

山田勝委員

各課を回ってですね、市民の対応の仕方を非常によくやっていると、課長がよく指導しているところ、いろいろあるんですよ。きょう、見て気がついたんですけどね、カウンターのすぐ上にね、ちゃんと書いてあるんですよ。市民への対応の仕方をぱあつとあつてですね、実はびっくりしたんですが、副市長は見たことがありますか。

寺地副市長

馬見塚課長から、うちの課は前の課長からこんなふうにしてあるんですよと聞いたことがあります。それはいつの話なんですかということで聞きましたら、去年10月、3日間にわたって接遇研修を行ったということで確認をしてみました。それは、各職員必ず諸君は3日間のうち1回は出るということで、講師は福岡の先生でした。だから、私も実はちょっと遅れたのは、もう1回確認してこようと思ひまして現場を見てきたんです。大きな字でよくわかるように、しかも市民からは目につかないところ、職員が見る。それから、あれにつきましてはですね、各課も同じようなことをするようなことをお願いしたいと思っております。そして内容も10戒ということで、かねて議員の方々から御指導を受けているような内容で、ごもっともなことでございます。あれを実践しとったら阿久根市の職員の評判は非常にいい評判ができると思います。実践できることまで徹底したいと思っております。

山田勝委員

今ね、去年の10月に職員研修会があった。それがあった。でもする人としらない人とあるでしょう。あそこだけ。ずーっと回ってみました。でも、あそこだけ、でしょう。というのは、みんなむとんちゃくじゃってということじゃつと。あんまり大事に受けとめていない。だから、それをやはりね、大事に受けとめて、ちゃんとどの課もですね、させるのが副市長の役割ですよ、副市長。だから、きょうはね、皆さんね、私も1カ所だとは実は思っていなかった。でも、1カ所、ということなんですね。

寺地副市長

確かに1カ所だけだと聞いております。いいことは各課に広げるように、また職員もそういうことで、逆に実践するように、市民の方々にはすぐ声をかけるとか。確かに、今、実は私もいただいてまいっております。これをみましてもそのとおりだと。かねてこんとおりにとったらどうってことないのに、しかも、お金もいらぬし、笑顔をただといつも言っているんですけど。そのとおり実行したらそれだけでいいんじゃないかなとは思っております。

山田勝委員

例えば、どの課でこういう問題があった、この課でこういう問題があったというのをたびたび聞くでしょう。この1年間の間に何遍となく厳しいことを言われながらやっていると、だから、同じことを言っても、副市長が言ってもな、せんとこいもあつと思とつど。すつとこいもあつと思とつど、せんとこいもある。それは何かでさじ加減をしないと、聞かんたつで、月給も下がらん、やめぎいもいらん、給料は上がるだけの職場におつてですね。だから、そ

こはですね、また、1月、2月、3月とありますからね、3月議会までの間に、副市長に言ったことですから見させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

寺地副市長

とにかく、橋渡し役、また、嫌われてなんぼの世界だと私は思っています。そういう意味で、職員への徹底というのは頑張りたいと思います。議員の皆さん方も気がついた点は、議会が開かれておってもいなくても、いつでも私のところはオープンですので、情報提供がてらきていただいたら非常にありがたいと思います。今後とも頑張っていりますので、よろしくお願いします。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

木下孝行委員

最後に、きょう、庁舎内を調査したということですね、1点だけ要望したいというか。昔、過去には一般質問等でもお願いしたいきさつがあるんですけども、もう6年、7年ぐらい前にですね。今、現在、総合窓口という形で、昔は、その当時は窓口だけで、総合窓口というのはなかったんですよ。その後、総合窓口という形が3年ぐらい前にできて、今、インフォメーションもつくられて改善はされてきてるんですけども。窓口の本来の業務というのは、やっぱりサービスの中の原点だと思うんですよ、市民に対する。そういう中で、やはり窓口業務を充実させるためには、やっぱりそれなりの接遇。きょう、我々議員だったから硬直して表現ができなかったのかもしれないんですけど、なかなか顔が硬い。それもあつし、市民が来たときにやっぱりだまって座ってるだけとか。過去にいろいろ見てきた中で、老老介護で、老人が老人をつれて、わからない市役所に来てとまどつとるのを私も見たことがあるんですけども。きょう、我々が調査したときには市民が少なかったからいなかったですけども、来たときにわからない人のところまで出向いて行って、何課に、どんな手続きをしにきたんですかというぐらいのそういう受付サービスを私は今後やっていくべきだろうと思うし、特に、きょう回った1階の部分はそういうことが一番大事なところだろうと思うんで、何とかそういう方向ですね、もっと、もっと、接遇というか、初対面の、初めての接点のところでの待遇を改善できるようにお願いしたいと思います。

寺地副市長

木下委員がおっしゃるとおりだと思います。特に、窓口4課、あそこはもう年齢問わず、いろんな市民の方々来られる。だから、ひょっとしたら、職員が朝起きたとき、奥様なり、家族なり、あいさつをしてるんだらうかと思ったりですね、笑顔でしてるんだらうかと。笑顔を出しおしめしてるのか、笑顔自体をあんまり家でしてないのかと思ったりも個人的にしています。そういう部分、とにかく笑顔はただなんだと、来られたら振り向きなさいと。一生懸命やっとしてわからん点もありますけど、とにかくだれか声をかけるようにしないということは徹底したいと思います。私も随時見回りながら、また、恐らく3月議会、いろいろ成果を問われるとおもっておりますので、覚悟して頑張っていりたいと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

副市長のほうからさっき全課に広めていきたいという話があつて、市民環境課がやることをですね。でも、言うよりは、私どちらかというところ、こういうことでこの課はすばらしいというぐらいを言ったほうが効き目は非常にあるのかなと。やりなさいとおしつけるよりはですね。だらそういったような方向性の、やっぱり評価というのを高めていったほうが、どちらかというところ、また、それを副市長がやれって言ったからやったんだというのじゃなくてですね、そっちのほうがいいのかなというところ。そうすれば今度はまた市民環境課は負けずにその上をきつとっていくと思います。そういうふうにしていただければ。

寺地副市長

出口委員がおっしゃられたように、言うだけ、しかるだけじゃだめで、ほめながら、またそこはよく使い分けながら頑張ってまいりたいと思います。

牛之濱由美委員

さきほど要望というような形で私もお伝えしたんですけれども、一つだけですね、確かに市民への対応のために職員教育は必要です。私がまず思ったのは、下でもちょっと話をしたんですけれども、まず、市役所の玄関に入っての印象ですね。まず、職員と接する前に玄関に入っての印象ということで。本当、小さなことかもしれませんが、玄関入ってすぐクリスマスツリー用のもみの木が右手に置いてあります。何の飾りつけもしてないんですね。ただ木がぼんとおいてあるだけ。ちょっと入って正面受付の前にはオレンジリボンですね、いっぱい付けたツリーが置いてあります。でも、まず最初、玄関に入られたときの印象では、全くそこが見えない状態。あのツリーというのは飾りつけをされる予定があるのか、あのまま木の状態でずっとあそこに置かれているのでしょうか。玄関入ってすぐです、右手。

寺地副市長

確かに玄関というのは顔でございます。あその印象というのはどんなふうにしたら市民が入りやすく、また、ぱっといい感じでうけられるのか、今後検討してまいりたいと思っております。

牛之濱由美委員

お願いいたします。本当、第一印象です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで。ありがとうございました。

（寺地副市長退室）

ここで、本委員会の所管事務調査に関して、委員の御意見をお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ここでお諮りいたします。

先の委員会では、先進地の調査については、場所、期日等を委員長に一任いただいておりますが、調査を行う時期を1月または2月にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

場所等が決定次第御連絡いたしますので、よろしくお願いたします。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

なお、すべて議了しましたので、あすは休会といたします。

以上で総務文教委員会を散会いたします。

（閉 会 14時03分）

総務文教委員会委員長 牟 田 学